

講習
下水道排水設備工事
責任技術者更新講習

日本下水道協会山口県支部の
下水道排水設備工事責任技術者
更新講習が、次のとおり行われ
ます。

◇日時 9月26日(金)
午後1時30分～午後4時

◇場所

山口県セミナーパーク講堂
(山口市秋穂二島1062)

◇対象者

平成5年・8年・11年・21年
に資格を取得した責任技術者

◇申込期間

7月3日(木)～24日(木)

◇申込み・問合せ先

建設課 下水道管理係
☎52・5817

※所定の様式で提出してくださ
い。

講習
普通救命講習Ⅰ

◇日時

7月27日(日)
午前9時～正午

(受付 午前8時30分～)

◇場所 西田布施公民館

◇講習内容

成人の心肺蘇生法・AEDの
操作など

◇募集人数 20人程度

◇受講料 無料

◇申込方法 消防署に備え付け

の申込書を提出(FAX可)、ま
たはホームページからお申し
込みください。

<http://119.city.hikari.lg.jp/>

info/kyuukyuu.htm

◇問合せ先

光地区消防組合消防本部消防課
☎0833・74・5603
FAX0833・74・5611

※動きやすい服装で受講してく
ださい。

講座
健康まるごと講座
(第3回)

今回は、近年増加傾向にある

男性・女性特有のがんについて
学んでいただきます。がんの特
徴、リスクを減らすための予防
法、検診方法などを知って、が
んとは無縁の健康的な体をつく
りましょう。

◇日時 7月25日(金)

午後1時30分～午後3時

◇場所 高齢者いきいき館

◇内容

「男性のがんと女性のがん」
～今からできるがん予防～

◇講師 町保健センター保健
師、栄養士

◇参加料 無料

◇申込期限 7月22日(火)

※「たぶせ・いきいき健康スタ
ンプラリー」の対象講座です。

◇申込み・問合せ先

保健センター☎52・4999

講座
いきいき講座
(第2回)

認知症について、みんなで勉
強してみませんか。

◇日時

7月11日(金)

午後1時30分～午後3時

◇場所 高齢者いきいき館

◇内容 認知症の人との接し方

◇講師

町保健センター保健師、地域

包括支援センター職員

◇参加料 無料

◇申込期限 7月10日(木)

※「たぶせ・いきいき健康スタ
ンプラリー」の対象講座です。

◇申込み・問合せ先

保健センター☎52・4999

7月1日から

国民年金保険料の免除申請受付を開始します

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があり
ます。

免除制度では、本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)
が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付免除を受けることができます。また、30歳未満の人
は保険料納付が猶予される制度もあります。

免除や猶予を希望される人は、町役場健康保険課(⑥番窓口)または徳山年金事務所で7月1日から
申請ができます。ただし平成26年6月まで全額免除、若年者納付猶予の承認を受けていた人で、申請
時に継続審査を希望された人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映さ
れません。また、10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること(追納)ができ、受
給額を増やすことができます。未納のままにせず、お早めに手続きしてください。

詳しくは徳山年金事務所にお問い合わせください。

問合せ先

日本年金機構徳山年金事務所 ☎0834-31-2152
田布施町役場健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

講 習
安全衛生講習会

■フォークリフト運転技能講習

◇日程

8月5日(火)、6日(水)

「学科」

「実技」

8月7日(木)～20日(水)

の内3日間

◇申込期限

7月4日(金) ※先着順

■玉掛け技能講習

◇日程

「学科」

8月12日(火)、13日(水)
「実技」

8月14日(木)～16日(土)

の内1日間

◇申込期限

8月1日(金) ※先着順

■共通事項

◇場所

「学科」 ホテル松原屋

「実技」 鋼鉄工業(株)玉鶴工場
(下松市西豊井)

◇問合せ先

一般社団法人

山口県労働基準協会(下松支部)

☎0833-41-3510



中小企業の退職金 国の制度が サポートします。

● 中小企業退職金
● 共済制度なら…
● 掛金の一部を
国が助成します。
● 掛金は全額非課税。
● 手数料も不要です。
● 社外積立型なので管理が
簡単です。
● パートタイマーさんも加入
できます。



お気軽にお問合せください
(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

町・県民税などの還付加算金の未払いに関するお詫び

このたび、町・県民税等の還付加算金（還付金に対する利子相当分）について、一部の人々が正しく算定されず、未払いとなっているものがあることが判明しました。

これは、給与所得者などがさかのぼって所得税の確定申告等を行ったことにより、個人住民税等の還付金が発生する場合、加算金の算定にあたり、法令の解釈を誤り計算したため、還付加算金を本来の額より少なく算定していたことが原因です。

還付加算金が未払いの人には、お詫びとお支払いのご案内を送付し、速やかに支払い手続きを進めてまいります。

今後はこのような誤りを起こさぬよう、関係法令の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

◇還付金詐欺にご注意ください！

還付加算金の支払い等に際して、町の職員が金融機関やコンビニなどのキャッシュコーナーで機械の操作をお願いしたりすることはありません。

また、還付にあたって手数料をいただくことや、フリーダイヤル・携帯電話の番号宛てに返信をお願いすることはありません。

不審な電話には、くれぐれもご注意ください。

問合せ先

(1) 町・県民税

税務課 ☎52-5804

(2) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

健康保険課 ☎52-5809